

甲選管告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、同法第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、令和 7 年 7 月 2 日現在において次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

甲賀市選挙管理委員会
委員長 谷 村 定 義

50 分の 1 の数	1, 417 人
6 分の 1 の数	11, 808 人
3 分の 1 の数	23, 616 人